

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要																				
<p>◎予算 (2件) 総務部</p> <p>◎条例案 (4件) 農林水産部</p>	<p>【1】 平成26年度三重県一般会計補正予算(第2号) (豚流行性下痢(PED)の感染拡大を防ぐための防疫体制の整備に伴う補正予算 約17百万円)</p> <p>【2】 平成26年度三重県一般会計補正予算(第3号) (三重県総合文化センターの指定管理に係る協定等の債務負担行為の設定に伴う 補正予算)</p> <p>【3】 みえ森と緑の県民税評価 委員会条例案</p> <p>【4】 三重県水源地域の森林の 保全に関する検討委員会 条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>2 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案10件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>みえ森と緑の県民税基金を財源とする事業の実施後の評価等 について調査審議するため、みえ森と緑の県民税評価委員会を 設置するものである。  (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金事業の実施後の評価に関する事項</li> <li>・ 基金事業についての提言に関する事項</li> <li>・ みえ森と緑の県民税条例附則第5項に規定するおおむね5年ごとに 行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項</li> <li>・ その他知事が必要と認める事項</li> </ul> <p>(2) 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>(3) 委員会の委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうち から、知事が任命する。</p> <p>(4) 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。</p> <p>水源地域の森林の役割は重要であり、その恩恵は広く社会全 体が享受していることに鑑み、水源地域の森林を保全する必要が あることから、水源地域の森林の保全の在り方について調査審議 するため、水源地域の森林の保全に関する検討委員会を設置す るものである。  (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 委員会は、知事の諮問に応じて、水源地域の森林の保全の在り方に関する 事項等について調査審議する。</p> <p>(2) 委員会は、委員8人以内で組織する。</p> <p>(3) 委員会の委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうち から、知事が任命する。</p> <p>(4) 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。</p>	予 算	2 件	}	議案10件	条 例 案	4 件	その他議案	4 件	認 定	- 件	報 告	21 件	提 出	1 件			計	32 件		
予 算	2 件	}	議案10件																			
条 例 案	4 件																					
その他議案	4 件																					
認 定	- 件																					
報 告	21 件																					
提 出	1 件																					
計	32 件																					

区 分	件 名	概 要						
健康福祉部 県土整備部	<p>【5】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護保険法に係る国の制度改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 国の制度改正に鑑み、介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料を追加する。</p> <p>(2) 公益法人制度改革により、建築士法に規定する県指定登録機関の名称が変更となったため、規定を整理する。</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、介護保険法第78条の4第3項及び第115条の14第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に定める代表者、事業所の管理者及び居宅サービス計画等の利用に係る計画の作成に専ら従事する者について、厚生労働大臣が定める研修を修了した者を配置しなければならない。</p> <p>○指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者研修受講手数料</p> <table border="0"> <tr> <td>① 事業者の代表者に係るもの</td> <td>3,700円(新設)</td> </tr> <tr> <td>② 事業者の事業所の管理者に係るもの</td> <td>2,500円(新設)</td> </tr> <tr> <td>③ 居宅サービス計画等の利用に係る計画の作成に専ら従事する者に係るもの</td> <td>3,800円(新設)</td> </tr> </table> <p>(2) 「二級建築士又は木造建築士免許手数料」、「二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料」及び「二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料」については、三重県手数料条例第2条第3項に基づき、県指定登録機関に納付されており、納付された手数料は当該機関の収入としている。</p> <p>○建築士法 第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定登録機関」という。)に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせることができる。</p>	① 事業者の代表者に係るもの	3,700円(新設)	② 事業者の事業所の管理者に係るもの	2,500円(新設)	③ 居宅サービス計画等の利用に係る計画の作成に専ら従事する者に係るもの	3,800円(新設)
① 事業者の代表者に係るもの	3,700円(新設)							
② 事業者の事業所の管理者に係るもの	2,500円(新設)							
③ 居宅サービス計画等の利用に係る計画の作成に専ら従事する者に係るもの	3,800円(新設)							
健康福祉部	<p>【6】 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保を目的として、三重県地域医療支援センターにおける後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、医師修学資金の返還免除等についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県地域医療支援センターにおける後期臨床研修プログラム利用者を対象とした返還免除のための新コースを設置する。</p> <p>(2) 医学の修学を目的とした業務従事の中断について、必要と認められる場合は2年間を超えての中断を可能とする。</p> <p>(3) その他規定を整備する。</p>						



区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【9】</b> 工事協定締結の変更について	山田線松ヶ崎第13号踏切道と交差する都市計画道路3・5・11号松阪公園大口線大口こ道橋(仮称)新設工事 ○ 場所 松阪市本町地内～鎌田町地内 ○ 契約金額 変更前 1,700,000,000円 変更後 1,781,000,000円 ○ 契約方法 協定 ○ 協定者住所氏名 四日市市鶉の森一丁目16番11号 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 名古屋輸送統括部長 田淵 裕久 ○ 工事の概要 函体延長 L= 11.6m
地域連携部	<b>【10】</b> 権利の放棄について	間接補助事業者が財産処分の条件に反したため県が返還を命じた補助金について、間接補助事業者の破産により補助事業者への返還が不能となったことから、補助事業者への返還請求の権利を放棄する。 (1)債権 平成17年度三重県型デカップリング市町村総合支援事業費補助金の一部取り消しにより生じた補助金の返還請求権 (2)債権額 11,084,176円

区 分	件 名	概 要
◎報告 (21件) 総務部	<b>【11】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年11月7日津市安濃町内多地内の駐車場において発生した津総合県税事務所(課税室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 196,287円
	<b>【12】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年12月4日津市広明町地内の駐車場において発生した総務部(税込確保課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 60,000円
農林水産部	<b>【13】</b> 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年2月26日伊勢市上地町地内の駐車場において発生した伊勢農林水産事務所(伊勢志摩地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 177,860円

区 分	件 名	概 要
農林水産部 つづき	【14】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年3月5日松阪市嬉野川北町地内の農業研究所構内において発生した農業研究所(野菜園芸研究課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 171,365円
県土整備部	【15】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年9月9日四日市市富士町地内の国道1号において発生した四日市建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 373,440円
	【16】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成26年2月28日伊勢市楠部町地内の国道23号において発生した伊勢建設事務所(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 407,797円

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>【17】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【18】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【19】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成25年11月18日伊勢市倭町地内の県道伊勢南島線において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 418,947円</p> <p>平成25年12月13日伊勢市御菌町長屋地内の国道23号において発生した交通機動隊に係る自動二輪車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 175,550円</p> <p>平成25年12月15日鈴鹿市御菌町地内の駐車場において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 175,000円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	【20】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年12月15日津市藤方地内の市道において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 777,000円
教育委員会	【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年10月15日津市久居東鷹跡町地内の駐車場において発生した県立久居農林高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,666円
県土整備部	【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)	平成25年11月29日伊賀市長田地内の国道163号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 976,930円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成26年2月7日津市白山町地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,470円</p> <p>平成26年3月8日名張市青蓮寺地内の県道名張曾爾線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 147,063円</p>
教育委員会	<p>【25】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。))について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【26】 平成25年度三重県一般会計繰越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>
	<p>【27】 平成25年度三重県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p>— &lt;参考&gt; —</p> <p>○事故繰越し内容・理由</p> <p>①基盤整備促進事業費(農林水産部) 施工上必要な資材(鋼矢板)が入手困難であり、入手に不測の日数を要したため。</p> <p>②ふるさと農道緊急整備事業費(農林水産部) 請負業者の破産開始決定がなされ、年度内の事業完了が困難となったため。</p> <p>③林道事業費(農林水産部) 施工箇所への唯一の工事用進入路が法面崩落し、復旧に不測の日数を要したため。</p> <p>④河川災害関連事業費(県土整備部) 相次ぐ台風の接近により海上作業の進捗に遅れが生じたことや、掘削作業時に想定していなかった岩盤が確認され工事に遅延が生じたことにより、不測の日数を要したため。</p> <p>⑤平成23年災害土木(建設)復旧費(県土整備部) 掘削作業において転石が多く破碎処理に時間を要したことなどにより、不測の日数を要したため。</p>	<p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【28】 平成25年度三重県流域 下水道事業特別会計繰 越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>
<p>企業庁</p>	<p>【29】 平成25年度三重県水道 事業会計予算繰越計算 書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>
	<p>【30】 平成25年度三重県工業 用水道事業会計予算繰 越計算書</p>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	【31】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更</p> <p>【契約名称】三重県総務事務システムに係る機器賃貸借契約  【履行場所】三重県総務事務課ほか  【契約金額】変更前 282,352,062円  変更後 283,818,826円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  変更前 東京都品川区一丁目11番2号  富士電機システムズ株式会社  代表取締役 白倉 三徳  変更後 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号  富士電機株式会社  代表取締役 北澤 通宏</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成26年4月1日  【契約期間】平成20年7月8日から  平成27年3月31日まで</p> <p>【契約名称】職員公舎(東紀州世帯用)民活整備運営事業契約  【履行場所】三重県尾鷲市宮ノ上町1369番11  三重県熊野市井戸町紺ノ屋1150番1  【契約金額】変更前 430,629,696円  変更後 434,027,500円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  三重県伊勢市村松町1364番地8  M's東紀州株式会社  代表取締役 船谷 哲司</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成26年3月31日  【契約期間】平成24年3月30日から  平成45年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部		<p>【契約名称】三重県広域災害・救急医療情報システム再構築検討システム開発・機器調達・運用保守等委託契約</p> <p>【履行場所】公益財団法人三重県救急医療情報センターほか</p> <p>【契約金額】変更前 580,557,951円 変更後 588,388,879円</p> <p>【契約方法】随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都新宿区揚場町一丁目18番 株式会社NTTデータ・アイ 代表取締役社長 村松 充雄</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成26年3月31日</p> <p>【契約期間】平成23年4月18日から 平成29年9月30日まで</p>
教育委員会		<p>【契約名称】学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等賃貸借契約</p> <p>【履行場所】三重県内の県立学校ほか</p> <p>【契約金額】変更前 368,928,000円 変更後 375,662,400円</p> <p>【契約方法】随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号 東京センチュリーリース株式会社名古屋営業部 名古屋営業部長 酒井 孝幸</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成26年3月28日</p> <p>【契約期間】平成23年8月30日から 平成30年1月31日まで</p>
		<p>【契約名称】小中学校給与・旅費システム通信回線利用契約</p> <p>【履行場所】三重県内市町等立小中学校、三重県内市町等教育委員会及び三重県教育委員会事務局ほか</p> <p>【契約金額】変更前 209,439,762円 変更後 213,030,546円</p> <p>【契約方法】随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県津市あのとつ台四丁目7番地1 株式会社ZTV 取締役社長 田村 憲司</p> <p>【変更契約締結の年月日】平成26年3月31日</p> <p>【契約期間】平成24年2月1日から 平成29年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】野代導水ポンプ所耐震補強工事  【履行場所】桑名市多度町下野代地内  【契約金額】変更前 966,632,400円  変更後 1,000,659,960円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  津市栄町一丁目864番  前田・水谷特定建設工事共同企業体  代表者  前田建設工業株式会社 三重営業所  所長 恒松 尚  【変更契約締結の年月日】平成26年2月28日  【契約期間】平成25年10月23日から  平成28年3月25日まで</p>
環境生活部		<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【法人名】一般財団法人三重県環境保全事業団  【契約名称】新小山最終処分場建設工事  【履行場所】四日市市小山町地内  【契約金額】変更前 5,243,776,650円  変更後 5,278,607,250円  【契約方法】随意契約  【契約の相手方の住所及び氏名】  三重県四日市市鶴の森一丁目4番3号  メディカルセンタービル2F  鹿島・石原化工・アイトム特定建設工事共同企業体  代表者 鹿島建設株式会社 三重営業所  所長 安井 信  【変更契約締結の年月日】平成26年3月11日  【契約期間】平成22年3月26日から  平成26年3月20日まで</p>

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	<b>【32】</b> 県の出資等に係る法人の 経営状況に関する説明書  <参考>  ○法人名 三重県土地開発公社、三重県道路公社、(公財)三重県下水道公社、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (公財)三重県動物愛護管理センター、(公財)三重こどもわかもの育成財団、 (公財)三重県農林水産支援センター、(公財)三重県水産振興事業団、 (公財)暴力追放三重県民センター	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の規定により、三重県土地開発公社など10法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。

平成26年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																
<p>◎その他議案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 仲裁の申請について</p>	<table border="1" data-bbox="726 380 1492 660"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6">議案1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 計</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>三重県伊勢庁舎本館等建築工事において生じた隣接地の変状に対応する費用について、工事請負者との和解不成立、調停打切りとなったため、三重県建設工事紛争審査会に仲裁を申請するものである。</p>	予 算	- 件	議案1件	条 例	- 件	その 他 議 案	1 件	認 定	- 件	報 告 出	- 件	提 計	- 件		1 件	
予 算	- 件	議案1件																
条 例	- 件																	
その 他 議 案	1 件																	
認 定	- 件																	
報 告 出	- 件																	
提 計	- 件																	
	1 件																	